

○北杜市総合計画推進委員会設置要綱

令和4年3月22日

告示第22号

(設置)

第1条 北杜市総合計画（以下「総合計画」という。）の施策を効果的に推進し、実効性を高めるため、北杜市総合計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に対し提言するものとする。

- (1) 総合計画の推進に関すること。
- (2) 総合計画の進捗管理及び効果検証に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、7人以内をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(役員)

第5条 委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを決める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(最初に開かれる会議の招集)

2 委員が委嘱された後の最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。